

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
1	不動産取得税の課税について	30 他					提案作成にあたっては、不動産取得税は含めない」とありますが、非課税と理解してよろしいですか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されている必要があります。なお、本件に関しては必要に応じて石川県金沢県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
2	様式5-3 (入札価格内訳書)について	30					脚注部に「提案作成にあたっては不動産取得税を含めない」旨の記載がありますが、仮に不動産取得税が課された場合には国にご負担いただけたと考えてよろしいのでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されている必要があります。別紙に示す追加条項、追加条文を示さなかったため不動産取得税が課せられた場合は、事業者が負担することになります。